

松下幸之助記念志財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】藤田 風花

【所属】(助成決定時) 京都大学大学院文学研究科

【研究題目】15 世紀東地中海世界における東西教会合同運動

【研究の目的】(400字程度)

15 世紀前半は、オスマン帝国の躍進が誰の目にも明らかとなるなか、東西教会のあいだで教会合同の機運が高まった時期である。いっぽんに、1439 年のフィレンツェ公会議における東西教会合同宣言にいたるまでのプロセスは、ローマとコンスタンティノーブルの聖俗権力間の交渉を中心に語られてきた。本研究は、東西教会合同賛成派として 15 世紀の東西教会合同運動において重要な役割を果たしたドミニコ会士アンドレアス・クリュソベルゲス (? - 1451) に注目し、彼の活動を分析することをとおして、ローマとコンスタンティノーブルという東西教会の中心に焦点をあててきた東西教会交渉史と、ローカルな宗派併存の歴史との相互作用を明らかにすることを旨とする。

クリュソベルゲスは、フィレンツェ公会議ののち、合同宣言を実現するために教皇エウゲニウス 4 世によってキプロスに派遣された。本研究は、教皇庁とクリュソベルゲスのあいだで交わされた書簡をつうじて、これまであまり光があてられてこなかった、ローカルな次元における東西教会合同運動の諸相を明らかにする。

【研究の内容・方法】(800字程度)

アンドレアス・クリュソベルゲスの活動の分析にあたっては、1439 年のフィレンツェ公会議を境として、2 つの段階を設定した。第一段階として、フィレンツェ公会議以前については、15 世紀の東西教会合同運動のなかで重要であるとされる 3 つの公会議、すなわちコンスタンツ公会議、バーゼル公会議、そしてフェラーラ・フィレンツェ公会議、および東西教会間の交渉におけるクリュソベルゲスの役割について整理した。とくにバーゼル公会議において、彼はローマ教皇権のあり方、公会議主義をめぐるカトリック内部の対立、そしてギリシア正教会との合同について、重要な説教をおこなった。彼の説教を分析することで、彼の教会観、教会合同観を明らかにした。また、ドミニコ会の東方宣教の結果としての改宗ギリシア人であり、のちに東方宣教の任務を担うようになったという彼自身の経歴および空間認識が、彼の説教にいかんにか反映されているかについても検討した。

第二段階として、フィレンツェ公会議における東西教会合同ののち、教皇エウゲニウス 4 世によって教会合同を実現するためキプロスに派遣されたさいの、クリュソベルゲスの活動を分析した。キプロス全島を管轄するニコシア大司教にも任せられた彼は、ギリシア正教徒とカトリック信徒だけでなく、東方諸教会の信徒も複数存在するキプロスにおける宗教的現状について、書簡でもって教皇に逐一報告した。彼の報告内容への返答である教皇書簡の内容を分析することで、教会合同の実現を目指してキプロスに到来したクリュソベルゲスが直面したローカルな宗派併存状況と、彼自身の教会合同観の齟齬について、考察した。

これらの分析から、ローマとコンスタンティノーブル間の議論を軸とした東西教会合同史と、キプロスという個別地域における東西教会交渉史をつなぎあわせ、東地中海世界の視点から東西教会合同の意味を捉えなおすとともに、キプロス史における意義についても検討した。

【結論・考察】(400字程度)

バーゼル公会議におけるアンドレアス・クリュソベルゲスの説教を分析した結果、彼は東西教会合同を教皇権の強化の手段として認識していたことが明らかになった。ただし、彼はギリシア正教会を合同が必要かつ可能な対象として認識していたが、東方諸宗派を含む異端は合同の対象外であると考えていた。

1439年のフィレンツェ公会議後、クリュソベルゲスは教皇エウゲニウス4世によって教会合同宣言の実現のためにキプロスに派遣されたが、その任務にかんする教皇書簡の分析からは、フィレンツェ合同はキプロスにおいては東西教会関係には顕著な影響をもたらさなかったことがわかった。その点については、キプロスではフィレンツェ合同以前にすでに東西教会併存体制が成立していたことが理由として考えられる。

そのいっぽうで、クリュソベルゲスがキプロスにおいて、合同をめぐる東方諸宗派に働きかけていた形跡が確認できることは重要である。他のラテン人支配領域との比較より、キプロスにおけるフィレンツェ合同の影響は、東方諸教会への合同の働きかけとその成立によって特徴づけられると思われる。